

議案第 5 1 号

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 2 年 6 月 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年三田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表上記3種以外の一般廃棄物の項を次のように改める。

上記3種以外の一般廃棄物	一般家庭から搬出される粗大ごみを市が収集、運搬、処理するとき	別表に規定する額
	市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごとに90円

第11条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

品目		単価(円)
1	ミシン（卓上式以外のもの）	600
2	ズボンプレスサー	300
3	ガステーブル	300
4	電子レンジ・ガスレンジ	300
5	食器洗い機	300
6	もちつき機・炊飯器	300
7	ガス・石油ファンヒーター・ストーブ	300
8	電気カーペット	500
9	ウインドファン	300
10	ホームこたつ	500
11	扇風機	300
12	除湿機・空気清浄機	300
13	照明器具	300
14	マッサージ機（いす型）	3,000
15	マッサージ機（いす型以外のもの）	500
16	アンプ・カセットデッキ・CDプレーヤー	300

17	ステレオ（旧一体型）	600
18	スピーカー	300
19	ビデオデッキ・DVDデッキ	300
20	タンス 大（長辺90cm以上のもの）	1,400
21	タンス 小（長辺90cm未満のもの）	900
22	本箱	900
23	サイドボード	900
24	食器棚	900
25	げた箱（長辺90cm以上のもの）	900
26	げた箱（長辺90cm未満のもの）	500
27	カラーボックス・衣装箱	300
28	テーブル（天板0.7平方メートル以上のもの）	900
29	テーブル（天板0.7平方メートル未満のもの）	600
30	いす	300
31	ソファ（1人用）	500
32	ソファ（2人用）	900
33	ソファ（3人以上用）	2,000
34	鏡台	900
35	机	900
36	シングルベッド・折りたたみベッド（スプリングベッドマットを除く。）	900
37	ダブル・セミダブルベッド・二段ベッド（スプリングベッドマットを除く。）	1,400
38	スプリングベッドマット	3,000
39	敷物6畳以上	500
40	敷物6畳未満	300
41	アコーデオンカーテン	900
42	ブラインド	300
43	布団	300
44	ワードプロセッサ	300
45	プリンター	300
46	芝刈り機（動力なし）	300

4 7	草刈り機（動力あり）	6 0 0
4 8	一輪車（園芸・作業用）	9 0 0
4 9	子供用一輪車	3 0 0
5 0	エレクトーン・オルガン・電子ピアノ（シンセサイザーキーボードを除く。）	3, 0 0 0
5 1	スキー板・スノーボード	3 0 0
5 2	ゴルフ用具	5 0 0
5 3	健康器具（ぶらさがり健康器等）	9 0 0
5 4	健康機器（ランニングマシン等）	1, 5 0 0
5 5	ショッピングカート	3 0 0
5 6	編み機	3 0 0
5 7	調理台・流し台	5 0 0
5 8	レンジ台・米びつ（家庭用）	5 0 0
5 9	米貯蔵庫（農家用）	6 0 0
6 0	洗面化粧台	6 0 0
6 1	畳	5 0 0
6 2	建具（障子・ふすま・その他の木製のもの）	3 0 0
6 3	建具（アルミサッシ等）	5 0 0
6 4	プランター・フラワースタンド	3 0 0
6 5	物置（解体した状態にあるもの）	1, 8 0 0
6 6	アンテナ・パラボラアンテナ	3 0 0
6 7	ペット小屋	5 0 0
6 8	水槽	3 0 0
6 9	自転車（26インチ以上）	1, 4 0 0
7 0	自転車（17インチ以上26インチ未満）	9 0 0
7 1	自転車（17インチ未満）	3 0 0
7 2	脚立（折りたたんで1m以上のもの）	5 0 0
7 3	ベビーカー	3 0 0
7 4	ブランコ・滑り台（幼児用玩具）	6 0 0
7 5	ベビーベッド	5 0 0
7 6	掃除機	3 0 0
7 7	テレビ台	5 0 0

78	特殊ベッド（介護用ベッド）	3,000
79	温室（家庭用床面積1.44平方メートル以内の簡易なもの）	900
80	ラティス	500
81	園芸用品（スコップ、ガンジキ等）	300
82	電動自転車	1,800
83	電動車いす	1,600
84	三輪車（幼児用）	300
85	植木（一本木（幹直径10cm、長さ2mまでのもの））	500
86	植木（剪定枝）	500
87	ヨシズ・スダレ	300
88	もの干し台（1本）	500
89	パソコンラック	900
90	その他	300

付 則

この条例は、公布の日から施行する。